

# 適切な施工体制の確保に関する 連絡協議会の設立について

建設省近畿地方建設局企画部技術管理課長

いまい のりお  
今井 範雄

## 協議会の設立の背景

建設業者は、2000年3月には60万社を越える一方で1999年度の公共工事の総額は、15兆3,723億円と前年度比7.4%と2年ぶりの減少となっている。

この要因の一つに地方財政の悪化が深刻化しており公共事業の縮小の基調が顕著になっている。

公共事業に対する国民の目は、事業の必要性が分からない・事業実施の過程が不透明・事業費は他の国と比較して高い等、厳しいものがあり、事業の見直し、中止等を余儀なくされ、また、実施の事業に対しては「早く・安く・良い」ものが求められている。

そのような状況の中、公共工事等の施工に際し必要とされる技術者を適正に配置しない企業等、施工体制の確保の問題は、企業の適正な競争を妨げ公共工事の品質確保、安全確保、コスト縮減等に支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設企業の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することから、適切な施工体制の確保を図ることがきわめて重要な課題となっている。

このため建設省では平成6年に建設業法を改正し、下請け業者の実態を現場に備える施工体制台帳に記載することの義務付け、また、平成10年12

月には建設省直轄工事について、各地方建設局に対し「工事現場における適切な施工体制の確保等について」を通知するとともに、自治省と連名で都道府県に対し「不良不適格業者排除対策について」を通知し、また、平成12年3月には技術者の適正な配置の徹底を図る「資格者証（監理技術者資格者証）運用マニュアル（平成6年12月制定）」の改正を行うなど、対応を求めてきているものの対応が遅れている発注機関もあり、その実効性に疑問があった。

そこで全国の各ブロックごとに地方建設局を中心として、各都道府県と政令指定都市が足並みをそろえ「不良不適格業者排除対策」を行い、公正な競争の環境づくりを本格化することとした。

## 近畿地方における「適切な施工体制の確保に関する連絡協議会」の設立

近畿地方においては、近畿地方建設局、京都府、大阪府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市の11機関で平成12年7月26日に「適切な施工体制の確保に関する連絡協議会」を設置した。

### (1) 協議会の構成

(委員会)

委員長：近畿地方建設局 企画部長

委員：各府県市の工事発注担当・技術管理部長

等

(幹事会)

幹事長：近畿地方建設局 技術調整管理官

幹事：各府県市の技術管理担当課長等

(事務局)近畿地方建設局 企画部 技術管理課

(2) 合意内容(運用方針)

合意内容は、近畿地建が現在までに取り組んできた平成10年12月の本省通達「工事現場における適切な施工体制の確保等について」を基本とした。

① 入札・契約手続きにおける監理技術者の専任性の確認の徹底

- ・入札前における確認チェック
- ・入札後、契約前における確認チェック
- ・契約後における確認チェック

② 現場における監理技術者の専任性の確認の徹底

- ・配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の確認チェック
- ・監理技術者資格者証の確認チェック
- ・現場の常駐状況の確認

③ 適切な施工体制(施工体制台帳・施工体系図)確保の確認チェック

- ④ 問題が発生した場合の相互連絡とその対応
- ・建設業法に基づく対応
  - ・発注者としての適切な措置対応

確認対象工事、確認方法等の詳細については、現時点では各機関で統一されていないことから、実施時点においての幹事会で決定していくこととした。

**現場における監理技術者の専任制および施工体制の確保の確認の統一行動**

平成12年8月31日に幹事会を開催し、現場における監理技術者の専任制および施工体制の確保の確認の統一行動をとることとした。

(1) 統一行動の内容

① 実施日

特定せず各機関が9月の任意の日を実施する。

② 確認対象工事

原則、8月31日現在で施工中で監理技術者の専任および施工体制台帳・施工体系図を作成する必要のある工事で土木部等で所掌する工事とする。

原則とした理由は、各機関により現地での実状、確認体制等の問題があることから自主性を尊重することとした。

土木部等で所掌する工事とした理由は、本来すべての公共事業を対象とすべきであるが各部等を調整するとなると時間を要することから、当面実施可能な土木部等を対象とした。

③ 確認内容・方法

確認内容・方法は、別紙に示す内容とし、確認は現地調査と室内での書類調査を主たるものとした。

(2) 統一行動の結果

調査件数

合計：1,038件

近畿地建：288件

府県市：750件

【現地での確認】

現場における監理技術者の専任性の確認

- ・資格者証を現地で携帯していない監理技術者は約6%が不適格。
- ・資格者証の会社名・工種区分・期限の有効性については約4%が不適格。そのほとんどが期限切れであった。
- ・資格者証は裏書の変更事項では約5%が不適格。
- ・施工体制台帳等記載の技術者と同一人物でなかったのが、約3%であった。そのほとんどが変更届けをしているものの台帳を変更していないものであった。
- ・調査時に現場で常駐していなかったのは約6%で、そのほとんどは本社との打ち合わせであった。

現地での施工体制の把握

- ・施工体制台帳が現場に備えつけられていないのは、約9%あった。

その理由は、工事内容により現場事務所を設置できないことから工事車両に乘せていたり、本

工事現場施工体制等チェック様式

1. 工事概要

工事件名	： 一般土木・維持（河川・道路）・AS舗装・その他（ ）
請負業者名	： 建設業許可番号
請負金額	： 工 期
	円（下請率約 %）

2. チェックポイント

確認者所属・氏名・確認年月日	所属	氏名	着 眼 点（現場調査）	確 認	確 認
A) 監理技術者の専任制 のチェック	調査項目	監理技術者資格証を現地で携帯しているか。	携帯 ・ 不携帯	確認 無 ・ 有	確認 無 ・ 有
	資格者証の把握	資格者証の会社名、工種区分、期限は有効か。 資格者証は裏書で変更事項がないか。	有効 ・ 無効 無 ・ 有		
	同一性の把握	施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 ・ 同一でない		
B) 現地の施工体制	常駐の把握	現場にいるか。	いる ・ いない	一致 ・ 不一致 されている・されていない	一致 ・ 不一致 されている・されていない
	施工体制台帳	施工体制台帳は現場に備え付けられているか。	いる ・ いない		
C) その他	施工体系図の把握	施工体系図は、現場の見やすい場所に掲示されているか。 施工体系図に記載のない業者が作業していないか。	されている・されていない していない・している	できる・できない 疑義なし 疑義あり(パターン) 該当しない 該当する(パターン)	できる・できない 疑義なし 疑義あり(パターン) 該当しない 該当する(パターン)
		建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあるか。 また、監理技術者等が正しく記載されているか。 建退協制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。 労災保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	問題なし・問題あり 設置 ・ 未設置 設置 ・ 未設置		
		受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。	適正 ・ 不適正		

3. 所 見（現場での指導事項等）

-----  
-----  
-----

社に置いていたりした。

- ・施工体系図が現場の見えやすい場所に掲示していないのは、約12%とほかの事項に対し不適格が多く見られた。

この理由は、施工体制台帳と同様であった。

- ・施工体系図に記載のない業者が作業等していたのが約5%で、その理由は変更したにもかかわらず、記載していないのが見られた。

その他として、建設業法の許可を受けたことを示す標識が、現場の見えやすい場所に掲示しておらずまた、監理技術者等が正しく記載されていないのが約10%と多く見られた。

この理由は、見にくいところへの掲載、記載漏れ、工事現場事務所を建てていないことから車両、本社等で掲載していた。

その他として労災保険関係に関する掲示が現場の見えやすい場所に掲示していないのが約9%であった。その理由は、建設許可の標識と同様であった。

#### 【室内での書類等による確認】

監理技術者の専任性の確認

- ・資格者証の記載事項、同一性の把握を現地調査の結果を業者から提出された申請書、CORINS 企業情報サービス、JCIS で内容の確認をした結果、不適格は約1%であった。その理由の主なものは、手続きを忘れていた。

施工体制の把握

- ・記載事項と下請け届けと一致していないのが約9%であった。その理由は、変更しているにもかかわらず変更記載していなかった。
- ・下請け契約書を添付していないもの、一次下請け金額が確認できないものが約30%以上と本調査の内容の中で最悪の結果となっている。

その理由は添付するのを知らなかったことであった。また、請け書でも良いことを知らずに不適格として計上していた。

その他に監理技術者の常駐に疑義、一次下請け金額が異常に大きい場合等下請け、横受け、上受けの疑義が疑いのあったものが約3%あ

た。

その他に受注時・変更時に工事カルテの登録がされていないのが約7%であった。

#### 【全般としての結果】

全般として監理技術者の専任制についてはおおむね良好であったが下請け契約書（請け書）の写しの添付、下請け金額が確認ができない案件が多く見られた。

不適格が見られた現場は、大手建設業者よりも中小建設業者に多く見られる傾向がある。

直轄工事と自治体との工事とを比較すると、確認行為に経験のある、直轄工事の不適格件数が少なかった。

#### 【統一行動の今後の方針】

不適格のあった工事については、是正等の指導を行い11月中を目途に再確認を行った結果、是正された。

さらに平成13年1月に統一行動を実施

調査内容は、前回と同様。分かりやすい様式に改める。（大阪府の様式参考）

確認対象工事は、原則、前回と同じ工事（完成した工事は除く）と調査時点で施工中の工事。ただし各機関で対象工事を拡大するのは拒まない。

統一行動の機関について、土木サイドのみでなく公共発注機関（農水省、公団、府県市の水道、建築関係等）への拡大。

#### 今後の課題

発注機関の担当者、受注者の担当者に対する、建設業法・公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律案（平成12年11月17日成立）の勉強会の開催。

不適格業者に対するペナルティのあり方。

不適格業者が発生したときの発注機関における連絡体制等の強化。

建設業の申請書に対しての審査の徹底。

発注部局と業行政担当部局との連携